

### 高齢者虐待を 防止しましょう

全国的に高齢者虐待の報告が増加しており、市でも対応件数が増加傾向にあります。高齢者虐待が疑われる、または、虐待につながるかもしれない等、気にかかることがありましたら、窓口までご連絡ください。関係機関で事実確認を行い、判断・対応を行いますので、通報時点で虐待の確証がなくても構いません。なお、通報者の情報は保護されます。

高齢者虐待の防止と早期発見に、ご協力ください。

#### 高齢者虐待の区分

▽ 身体的虐待 II 高齢者の身体に外傷・痛みが生じる暴行を加えること、外部との接触を意図的に遮断すること

▽ 介護・世話の放棄・放任 II 高齢者を衰弱させるような著しい減食または長時間放置すること、養護を著しく怠ること

▽ 心理的虐待 II 暴言・無視・嫌がらせ等により、高齢者に精神的な苦痛を与えらるること

▽ 性的虐待 II 本人が同意していない性的な行為やその強要をすること

▽ 経済的虐待 II 高齢者の財産を不当に処分または使用すること、本人が希望する(必要な)財産の使用を理由なく制限すること

▽ セルフネグレクト II 認知症等で判断力が低下した高齢者が、不衛生な環境下で生活する、必要な医療・介護サービスを受けない等、自身で不適切な環境を形成

▽ 介護福祉課包括支援係 (市役所第二庁舎2階 ☎042-387-9845)

▽ 梶野町、関野町、緑町、本町2・3丁目、桜町1・3丁目  
▽ 東町、中町、本町1丁目  
▽ 前原町、本町6丁目、貫井南町  
▽ 小金山に在住所の方 II 小金山センター ☎042-388-7373

▽ 前原町、本町6丁目、貫井南町に在住所の方 II 小金山みなみ地域包括支援センター ☎042-388-8400

▽ 本町4・5丁目、桜町2丁目、貫井北町に在住所の方 II 小金山にし地域包括支援センター ☎042-388-7373

▽ 高年齢いきいき活動講座 健康麻将 (マジシャン) 入門

▽ 人気健康マジシャン (賭けがない・飲まない・吸わない) で新しい友達と楽しく交流しましょう。

▽ とき 9月9日～11月11日の毎週水曜日午後1時～3時 (全8回。9月23日、10月7日を除く)

▽ ところ 福祉会館2階集会所、5階保健会場

▽ 講師 金澤喜重さん (NPO法人健康麻将全国会代表理事)

▽ 対象 おおむね60歳以上の方

▽ ヘルプカードステッカー 掲示協力店を募集中

▽ 市では、ヘルプカードの活用方法や協力店マップを掲載した冊子を作成します。

▽ 協力は随時募集しています

▽ 問合先 NPO法人りんくへルプカード事業担当 ☎042-387-9866

▽ 障がいのある方の計画相談支援事業説明会を開催

▽ とき 8月7日(金) 午後6時30分～8時

▽ ところ 市民会館・萌え木ホールA会議室

▽ 内容 計画相談支援事業の説明、個別相談等

▽ 対象 市内在住・在勤・在学の方

▽ 各種手当の支給

▽ ① 心身障害者福祉手当 8月期分 II 4～7月分

▽ ② 特別障害者手当等 8月期分 II 5～7月分

▽ ③ 児童扶養手当 8月期分 II 4～7月分

▽ 振込日 8月10日(月)

▽ 振込日以降、通帳でお確かめください。

▽ 次のような場合は、ご連絡ください。

▽ 振込日以降、7日を過ぎても振り込まれない場合

▽ 口座や住所または氏名を変更した場合

## 各種手当等を受けようとする方へ 現況届の提出を忘れずに

現在、児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当等、重度心身障害者手当、ひとり親家庭等医療費助成などを受けている方は、それぞれの受付期間中に、忘れずに現況届を提出してください。

この届け出をしないと、8月以降(重度心身障害者手当は10月以降)の手当を受けられず、来年度のひとり親家庭等の医療費も交付されませんので、ご注意ください。

#### ① 児童扶養手当

#### ② ひとり親家庭等医療費助成

#### ③ 特別児童扶養手当

#### ④ 1-2 障害児福祉手当

#### ④ 1-3 福祉手当(経過措置)

#### ④ 1-4 特別障害者手当

#### ④ 2 障害児福祉手当

#### ④ 3 福祉手当(経過措置)

#### ④ 4 特別障害者手当等

#### ⑤ 重度心身障害者手当

Table with 4 columns: 扶養親族等の数, 受給者本人 (全部支給, 一部支給), 配偶者扶養義務者. Rows 0-5.

Table with 3 columns: 扶養親族等の数, 本人, 配偶者扶養義務者. Rows 0-5.

Table with 3 columns: 扶養親族等の数, 本人, 配偶者扶養義務者. Rows 0-5.

Table with 3 columns: 扶養親族等の数, 本人, 配偶者扶養義務者. Rows 0-5.

次のような状態にある児童(18歳に達した年度の末日、中度程度以上の障がいがあるときは20歳未満)を養育する家庭

次の20歳未満の児童を扶養している父、母または養育者である児童(おおむね愛の手帳1～3度)▽身体に重度のおよび中度の障がい(おむね身体障害者手帳1～3級)

精神または身体に重度の障がいがあり、日常生活において常に介護を必要とする程度の状態にある20歳未満の児童(おむね身体障害者手帳1級および2級の一部、愛の手帳1度および2度の一部、またはこれらと同等の疾病、精神に障がいのある児童)

精神または身体に重度の障がいがあり、日常生活において常に介護を必要とする程度の状態にある20歳未満の児童(おむね身体障害者手帳1級および2級の一部、愛の手帳1度および2度の一部、またはこれらと同等の疾病、精神に障がいのある児童)

方、またはこれらと同等の疾病、精神に障がいのある方

精神または身体に重度の障がいがあり、日常生活において常に介護を必要とする程度の状態にある20歳未満の児童(おむね身体障害者手帳1級および2級の一部、愛の手帳1度および2度の一部、またはこれらと同等の疾病、精神に障がいのある児童)

心身に障がいがあり、次のいずれかに該当する方(65歳以上の新規申請を除く)

心身に障がいがあり、次のいずれかに該当する方(65歳以上の新規申請を除く)

市内に住所があり、手当等の受給要件に該当し、まだ受けていない方は、申請してください。

申請していただく。受給要件(所得制限限度額)は、左表のとおりです。なお、医療費控除等各種控除を所得額から差し引くことができる場合があります。

申請していただく。受給要件(所得制限限度額)は、左表のとおりです。なお、医療費控除等各種控除を所得額から差し引くことができる場合があります。

申請していただく。受給要件(所得制限限度額)は、左表のとおりです。なお、医療費控除等各種控除を所得額から差し引くことができる場合があります。

受付期間 8月11日(火)～9月10日(木)

受付期間 8月11日(火)～9月10日(木)

受付期間 8月11日(火)～9月10日(木)

受付期間 8月11日(火)～9月10日(木)